

令和 5 年 5 月 5 日現在

機関番号：17301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2022

課題番号：20K01335

研究課題名（和文）データ駆動型経済における巨大IT企業間の競争と取引の公正性確保とに係る比較法研究

研究課題名（英文）Comparative Law Study on Competition and Fairness of Transactions among IT Giants in a Data-driven Economy

研究代表者

井畑 陽平（Ibata, Yohei）

長崎大学・経済学部・教授

研究者番号：80467406

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の「問い」は、データ駆動型経済における理想的な市場秩序形成に資する法規制のあり方とは何か、である。この問いを考察するにあたり、わが国でGAFAら巨大IT企業間の競争を確保しつつ、個人データの利用適正化やプライバシーの保護にも目配りした法規制体系について、米国及びEUの競争法やデータ保護法等の先例を分野横断的に収集・分析した。本研究の結果、米国では、特にバイデン政権下で、競争法と消費者保護法とを兼ねたFTC法を根拠として、データを利活用する取引の「公正性」を確保しながら、同時に、大量のデータを利活用し、資源配分上の効率性をも増大できるような競争のあり方を模索している実情が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的・社会的意義は、第1に、消費者の利益を守る法的介入の正当化根拠としての「取引の公正」概念に依拠しつつ、GAFAら巨大デジタルプラットフォームに対して、競争の観点から規制を行う独禁法を用いて介入すべき競争上の弊害やその内容が、理論とともに行方類型を含めてある程度特定することができた点、第2に、「公正性」という柔軟な概念をベースとして個別的問題に対する具体的な施策の方向性を可能な限り示したことから、今後消費者が直面すると考えられる、別の文脈での新たな社会的課題の解決策を提示するにあっても応用あるいは転用が可能な理論的バックボーンを形成するのに（いくらかでも）寄与している点である。

研究成果の概要（英文）：The question of this research project is what kind of legal and regulatory schemes should contribute to the creation of an ideal market order in a data-driven economy. In exploring this question, I collected and analyzed precedents of competition and data protection laws in the U.S. and the EU from a cross-sectoral perspective in order to find a legal and regulatory framework that ensures competition among giant IT companies such as GAFA while also paying attention to the appropriate use of personal data and the protection of privacy in Japan. As a result of the research, it became clear that in the U.S. and the EU, especially under the Biden administration, the FTC Act, which combines competition law and consumer protection law, is used as a basis to ensure "fairness" in transactions that utilize data, while at the same time seeking a form of competition that can utilize a large amount of data and increase efficiency in resource allocation.

研究分野：独占禁止法、競争法

キーワード：独占禁止法 取引の公正 データ駆動型経済 競争政策

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始前から、いわゆる GAF A(Google, Amazon, Facebook, Apple)ら巨大デジタルプラットフォームによるデジタルデータ(以下、「データ」)を活用した市場支配力が、バンドリング、排他的取引、それに MFN 条項(自己のサイトの条件と比べて有利な条件で販売しない等約束させる条項)等とネットワーク効果とを組み合わせることで強化・維持され、さらに、GAF Aらが競合する事業者を人為的に市場から排除することでデータ駆動型経済の活力を失わせている等の問題につき、活発な議論が展開され、それは色々と争点を変えつつ、今もなお続いている。このことに加えて、GAF Aらによる競争の促進及び競争に由来する成果還元を求めつつも、個人データの利用適正化やプライバシーの保護を求める輿論もまた、非常に強いものがある。

本研究の学術的背景は、既存の「企業活動の効率性を阻害しない」ことに主眼を置く競争法(以下、日・米・EU 各法域における、競争の観点から規制する法を「競争法」という。わが国の競争法については、特に「独禁法」ということもある)解釈論に対し、「消費者の利益を実現するよう積極的に企業行動を制御する」ことを重視し、消費者利益を実現するために競争法、消費者法、それにデータ保護法等の法的規制を横断的に駆使し、さらには、企業行動の制御にかかる法規制の設計にあたり行動経済学等の知見をもとりにれた包括的な問題解決アプローチの必要性が指摘される点にある(Jonathan B. Baker, THE ANTITRUST PARADIGM: RESTORING A COMPETITIVE ECONOMY, at 203 (HARVARD UNIVERSITY PRESS, 2019.)).

GAF Aらの提供するアプリやサービスは、基本的には消費生活を豊かにし、有益である。それゆえに、GAF Aらによる創意工夫を生かした自由な活動を実現することにより効率性を確保しつつ、とりわけ消費者の利益保護にも配慮した競争の公正性をも確保するためには、データを活用した経済の隆盛に対応した新たな市場ルールが必要である。単に、企業間の競争に期待し、その成り行きに任せる政策を採れば、市場は、消費者に損害をもたらす不公正な取引で席巻されることとなりかねない。わが国の消費者は、一面において、GAF Aら巨大デジタルプラットフォームの手に蓄積されたデータの取扱いをめぐって、これまで直面することのほとんどなかった類型の不公正な取引にさらされ、今もなお、自らの責任において、それらの問題に立ち向かわなければならない状況にある。競争の観点から規制すべき不公正概念の理論的基礎を解明することは、わが国のあるべき競争法の制度設計を模索する上で、喫緊の課題である。

本研究の代表者は、これまでに、SNS の利用者の個人情報をも同意なく売買する行為が不公正であるとして、米国連邦取引委員会(FTC)が規制した事例の検討を出発点に、米国の競争法における不公正概念の展開について研究を進めてきた。当該研究を進める過程で、競争の促進による効率性の増大を最重視していると理解されがちな米国法においてさえ、「消費者に対する損害」基準にかかる法解釈上の工夫によって、市場における公正性を確保しようと尽力している状況が明らかとなった。これは、競争法を起点として、関連する法横断的な観点から、巨大デジタルプラットフォーム間の競争促進と取引の公正性確保とを均衡させたわが国独禁法上の解釈論を模索する上で、極めて示唆的であると考えた(そしてこの考えは、今も、基本的に変わらない)。

2. 研究の目的

上記 1. で述べた学術的背景を踏まえ、本研究課題の核心をなす学術的な「問い」を、データ駆動型経済における理想的な市場秩序形成に資する法規制のあり方(解釈論)とは何か、とした。そして具体的に、以下の 3 つの「問い」を設定した。第 1 に、巨大デジタルプラットフォーム間の、特にデータにかかる競争制限が問われた米国・EU の先例を類型化するとどうなるか、第 2 に、巨大デジタルプラットフォームによるデータの取扱いが不公正とされた米国・EU の先例を類型化するとどうなるか、そして第 3 に、上の第 1 及び第 2 での検討を踏まえ、わが国における競争と取引の公正性確保とにかかる望ましい法規制設計とはどのようなものか、である。

本研究の目的は、端的には、上の「問い」を解明することである。そして、この目的を達成するため、米国及び EU の競争法やデータ保護法等の先例を分野横断的に分析し、データ駆動型経済における巨大デジタルプラットフォーム間の競争と取引の公正性確保をめぐるわが国独禁法上の解釈論を展開することにより、積極的なデータ利用による競争を確保しつつ、個人データの利用適正化やプライバシーの保護にも目配りした法規制のあり方について、立法論も含め、学際的かつ多角的に検討する比較法研究をなすことでもって、アプローチすることとした。

3. 研究の方法

(1) 比較法研究の採用

本研究では、主として米国反トラスト法と EU 競争法における先例及び先行研究を参照する、いわゆる比較法研究の手法を採用した。

その理由は、わが国と法系を異にするとはいえ、上記 1. 及び 2. で述べたように、たとえば米国法においては、伝統的に効率性の増大を重視して運用されてきた FTC 法 5 条について、近年、消費者を擁護するツールとして積極的に活用しようとする動きが見られる等、米国や EU における先例や先行研究を検討することで、巨大デジタルプラットフォーム間の競争と取引の公正性の確保にかかる理論的基礎を考察する際に有益なバックボーンが得られ、わが国の法制度

設計時にも参考になると期待されたからである。また、検討対象として米国法と EU 法と双方を参照する比較法研究を行うことで、米国・EU それぞれに固有な論点とわが国への示唆を与える汎用可能な論点とを識別し、分析・検討することができると考えたからである。

(2) 本研究を遂行する上での具体的な工夫

本研究を遂行するにあたり、本研究の代表者が個人的に加えた研究遂行上の具体的な工夫としては、後記 4 . のように、3 年間にわたる本来は 1 つの研究を、上記 2 . で示した 3 つの「問い」におおむね対応させるべく三期に分け、それによって、単年度ごとに研究成果が出るようにしたことである。すなわち、本研究の 3 年間の研究期間を、第一期(2020 年度)、第二期(2021 年度)、そして第三期(2022 年度)に分けて遂行した。

各期を通じて、一定の成果が得られた各段階で調査報告という形で、複数の研究会において報告・発表し、さらにその過程で得られた知見をふまえて論文として公表し、それらに対する意見を積極的に求めた。こうすることで、そこまでの研究の客観的な位置づけをうるとともに、独善とならないよう十分に努めることができたと考えている。

4 . 研究成果

(1) 研究の主な成果

2020 年度

本研究全体に関する文献検索及び収集を行った。

年度前半は、わが国の審判決例の収集と分析に重点を置いて研究を進めた。データの取扱いをめぐる独禁法の違反要件に関わる解釈論を展開するため、わが国の競争当局である公正取引委員会(以下、「公取委」)により事件化された審判例や独禁法を根拠として提起された民事判決の収集・分析に加えて、個人情報保護法や E コマースを規律する特定商取引法等を根拠として提起された民事判決の収集・分析も合わせて実施した。なぜなら、独禁法以外の諸法律に違反する行為類型は、取引の公正性概念の外延を形成するものであり、本研究の検討を進める上で、無視できないためである。この作業を進めるにあたり、不公正(性)や公正(性)(すなわち、fairness)に言及した独禁法上の先例を探索した。そして、「取引の公正」を考察する上で関連のありそうな独禁法以外の法律にかかる先例も収集し、分析の対象とした。いずれも、先例を論点別に分類し、爾後の比較法研究を行う際の基礎的資料として活用した。

年度後半は、公正性をキータームに設定しつつ、米国法を考察する上で必要な先例及び二次文献の収集と分析に重点を置いて研究を進めた。とりわけ、米国における反トラスト法の 1 つである FTC 法 5 条を根拠として消費者に対する「不公正な行為・慣行」を規制(禁止)している米国での先例を収集し、米国の競争法において競争と取引の公正性とかかわる先行研究等を踏まえた解釈論を分析し、また、本来は競争を規律する FTC 法を根拠として、わが国でいう個人情報保護に近いデータセキュリティの問題に対して FTC が果たしてきた役割を分析した。研究開始時点では、当該年度の半ば(8 月中)に、米国での現地調査を予定していたところ、新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、現地調査の実施は断念した。その代替的な措置として、米国における二次文献の研究については、米国法曹協会(ABA)反トラスト部会の手になる連邦法および州法にかかる消費者保護法の体系書(ABA SECTION OF ANTITRUST LAW, CONSUMER PROTECTION LAW DEVELOPMENTS (2nd ed. 2016).)を手がかりとしつつ、消費者に実質的な損害を与えるものか否かを最重要視して、多岐にわたる行為を FTC 法 5 条に違反する「不公正な行為・慣行」として禁止し、規制している FTC 審決等の諸事例を収集し、上に述べた作業を通じて得られたわが国の先例と FTC 法 5 条にかかる先例とを比較することで、各国法を個別に眺めているだけでは把握しにくい、「取引の公正」概念にかかる日米法の共通理解を抽出する作業を行った。データベース(Westlaw, Scopus 等)を活用して網羅的な検索を行い、関連する議論の見落としがないようにした。

2021 年度

年度前半は、前年度に得られた研究成果の取りまとめを行った。そして、ここまでの研究成果の一部についてはあるが、2021 年 4 月に、全国紙である日経新聞・やさしい経済学のコーナーで 10 回に及ぶ連載を寄稿する機会を得て、本研究の成果(の一部)を広く社会に還元することができた。この作業と併行して、米国における最新の実務及び学説の動向把握に努めた。具体的には、第 1 に FTC の消費者問題担当官等関係する各位から、本研究に関わる米国法上の実務的な論点について、かねてよりの人脈を活用して連絡をとり、有益な示唆を得た。第 2 に、2021 年 9 月に下された本研究の主題に関連が深い米国連邦地方裁判所判決(Epic Games v. Apple 事件)について、判決文はもとより口頭弁論(oral hearing)にかかる資料を取り寄せ分析し、同年 12 月の研究会で報告するため所要の作業を行った。

年度後半は、米国及び日本における競争法等にかかる解釈論との相対化を図るべく、EU 法について、公正性をキータームとして、必要な先例の収集と分析に重点を置いて研究を進め、巨大デジタルプラットフォームに関する EU 競争法や EU 一般データ保護規則(GDPR)にかかる先例を収集し、とりわけ、EU 競争法違反とされた先例のうち、消費者利益の保護との兼ね合いでデータの取扱いが問題とされたものを包括的に分析した。二次文献については、EU 競争法とデジタルプラットフォームとの兼ね合いを論じた論稿集である書籍(David S. Evans et al. eds., THE EVOLUTION OF ANTITRUST IN THE DIGITAL ERA: ESSAYS ON COMPETITION LAW (2020).)等に引用されたものを中心に分析した。

2022 年度

2022 年度は、本研究の研究期間最終年度ということもあり、過去 2 年間で得られた成果の整理と取りまとめのための結めの作業を行った。以下、敷衍する。

得られた成果の整理として、2022 年度全般を通じて、2020 年度（主として米国法について）及び 2021 年度（主として EU 競争法について）に本研究を遂行する過程で整理・分析した先例について、解題や索引などを付した上で、リスト化する作業を進めた。この作業の結果は、研究代表者が所属する研究機関のリポジトリ等を用いて別の機会に順次公開したいと考えている。

得られた成果の取りまとめとして、年度を通じて、わが国に应用可能な形で具体化させる作業を行った。すなわち、データ駆動型経済における理想的な市場秩序形成に資する法規制のあり方（解釈論）とは何か、を明らかにして、実践的に解決が要請されている個別的課題についての考え方を提示する論文を、部分的には 2023 年度中にも公表する予定である（ごく一部ではあるが、2022 年を通じて行った研究成果について、2023 年 4 月刊行の学術誌に先行して寄稿した）。これらの活動を通じて、本研究の成果を広く社会に還元したいと考えている。また、併行して専門家としての講演の機会（本研究の代表者もメンバーである九州に拠点を置く主要企業の法務担当幹部で構成される福岡独禁法研究会等）を活用し、本研究の成果を、わかりやすく発信していく。

（2）得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

位置づけ

本研究により、米国では、競争法と消費者保護法とを兼ねた FTC 法を根拠として、データを活用する取引の「公正性」を確保しながら、同時に、大量のデータを活用し、資源配分上の効率性をも増大できるような競争のあり方を模索している実情が明らかになった。また、独占による弊害のコアである消費者に対する搾取行為を規制した先例が豊富な EU でも、データを活用した新たなサービスにかかる競争の公正性について、積極的に経済学等の知見も活用しつつ議論が深められていることが明らかになった。

これらを踏まえつつ、本研究で得られた成果を、既存の先行研究との対比で位置づけると、おおむね、次の三点に集約される。第一に、本研究では、独禁法を起点としてデータ駆動型経済における競争を盛んにしつつ、独禁法にいう「不公正」という柔軟な概念を積極的に活用する解釈論を展開し、「取引の公正」概念の理論的モデルを提示するよう努めた点である。第二に、「取引の公正」概念の解釈論といった理論的モデルの提示にとどまらず、GAFA から巨大デジタルプラットフォームについて（競争の観点から）実践的に解決が要請されている個別の問題に対する具体的な施策の提示をも企図した点である。第三に、比較法と法の経済分析とを合わせた、学際的な研究方法により、成果を導こうとした点である。

インパクト

研究期間が終了した直後ということもあり、ここでは、本研究について予想されるインパクトについて二点述べるにとどめたい。第一に、本研究では、消費者の利益を守る法的介入の正当化根拠としての「取引の公正」概念に依拠しつつ、競争の観点から規制を行う独禁法を用いて介入すべき競争上の弊害やその内容が、理論とともに行為類型を含めてある程度特定できたので、GAFA から巨大デジタルプラットフォームのもたらす問題を究明する後続の新たな研究を誘発する為の基盤となりうるものと考えている。第二に、本研究は、「公正性」という柔軟な概念をベースとして個別の問題に対する具体的な施策の方向性を可能な限り示したことから、今後、GAFA から巨大デジタルプラットフォームにかかるものに限らず、おしなべて消費者が直面すると考えられる、全く別の文脈での新たな社会的課題の解決策を提示するにあたっても応用あるいは転用が可能な理論的バックボーンを形成するのに幾ばくかでも寄与できるものと考えている。

（3）今後の展望

幸いにも、引き続き、2023 年度からの科研費申請が採択されたので、本研究で得られた成果について、さらに深化させる研究を科研費の支援の下、続けることが出来る見込みである。今後も、引き続き、本研究で着目した「不公正」概念の理論的モデルをも活用しつつ、公取委を中心とする競争当局が市場での取引に介入するか否かを決める判断基準についての研究に邁進する所存である。

これまでの研究では、独禁法の解釈基準として経済的効率性の確保を前提とする立場で検討を深めてきた。この前提について、近時、重大な疑問が提起されている。すなわち、GAFA から巨大デジタルプラットフォームについて、その強大な経済力の存在そのものが市場での競争を歪曲し脅かすのではないかと、そして彼らの存在は経済的効率性の確保を解釈基準の前提とする法運用が失敗した結果を例証するものではないかと、というものである。今後は、急速に進展するデータ経済のあり方を見すえつつ、「消費者の利益を実現するよう積極的に企業行動を制御する」ことを重視して、消費者利益を実現するため、（事後規制である）競争法だけではなく、消費者（保護）法、一般データ保護規則（GDPR）、それに（事前規制を主とする）デジタルサービス法等を横断的に駆使する EU 型の法規制や、企業行動の制御にかかる競争法規制の制度設計にあたり行動経済学のみならず心理学や社会学等、幅広くかつ学際的な知見をもとり入れた包括的問題解決アプローチを採用する米国型の法規制などもフォローし、再検討しつつ、自らの研究成果のさらなる精緻化に取り組みたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 井畑 陽平	4. 巻 860
2. 論文標題 App Storeルールと米国反トラスト法	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公正取引	6. 最初と最後の頁 74-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井畑 陽平	4. 巻 1570
2. 論文標題 事業者団体を通じた価格カルテルの成立、下位組織を通じた参加	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 210-211
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井畑 陽平	4. 巻 39
2. 論文標題 アプリに関するサービスと市場画定	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 情報通信学会誌	6. 最初と最後の頁 27～30
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.11430/jsicr.39.3_27	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井畑 陽平	4. 巻 1209
2. 論文標題 米国反トラスト法によるデジタルプラットフォーム（GAFA）規制 司法の動向を中心に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 119-123
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井畑 陽平	4. 巻 493
2. 論文標題 " 私的独占・不公正な取引方法 データやネットワーク効果はどのようにして競争を損なうのか "	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 48-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井畑 陽平	4. 巻 48515-48528
2. 論文標題 デジタル時代の競争を考える(1)～(10)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本経済新聞	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 井畑陽平	4. 巻 1184
2. 論文標題 段ボール用でんぶん粉価格カルテル事件公取委審決	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 N B L	6. 最初と最後の頁 76-82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井畑陽平	4. 巻 41
2. 論文標題 独占禁止法1年の動き	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 144-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 井畑陽平	4. 巻 29
2. 論文標題 【書評】Damien Gerard & Ioannis Lianos eds., RECONCILING EFFICIENCY AND EQUITY: A GLOBAL CHALLENGE FOR COMPETITION POLICY (Cambridge University Press, 2019, xii+462p.)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 209-214
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 4件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 井畑 陽平
2. 発表標題 デジタル時代の競争を考える その2
3. 学会等名 福岡独禁法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 井畑 陽平
2. 発表標題 デジタル時代の競争を考える
3. 学会等名 福岡独禁法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 井畑 陽平
2. 発表標題 『アプリの配信』と『アプリ内課金』に係る制限と反トラスト法 Epic Games v. Apple事件
3. 学会等名 独占禁止法研究会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 井畑陽平
2. 発表標題 段ボール用でんぶん粉価格カルテル事件審決
3. 学会等名 独占禁止法審判決研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

researchmap https://researchmap.jp/y-ibata2009006

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------